

災害対策

災害への備え

災害はいつ起こるか分かりません。いざというときには適切な行動をとり正確な情報を入手することが、自分や家族の命、生活を守ることにつながります。そのために、日頃の備えが不可欠です。

情報収集の備え

災害時には、防災行政無線、市ホームページ、Fメール、データ放送（テレビ埼玉・NHK）、市公式 SNS、広報車などを使い、市から情報を発信します。

防災行政無線が聞き取りづらいときは

- ☎ 電話で確認
- ✉ Fメールで確認
- 📺 dボタンで確認

防災行政無線自動応答サービスで、放送内容を電話で確認できます（通話料有料）。
 TEL049・256・8877

市政情報のメール配信サービスで放送内容を配信します。受信には、webでの事前登録が必要です。



テレビ埼玉とNHKのデータ放送で、放送内容を確認できます。各局の視聴中にリモコンのdボタンを押してください。

自分に合った避難を考える

- 在宅避難
 災害によりライフラインが停止したとしても倒壊や浸水などの危険性が無く住み続けられる場合は、在宅避難を考えましょう。
- 分散避難
 避難場所を分散させるため、安全な場所に住んでいる親戚や知人などの頼れる人がいれば、そこへの避難も検討しましょう。
- 避難所への避難
 自宅が危険な場合は、市が開設する避難所へ避難しましょう。自分の行動範囲にある避難所を改めて確認しておきましょう。

備蓄品を備える

●ローリングストック

日頃から自宅で利用している食料や消耗品を、少し多めに購入して備えましょう。少し多めに備えた状態をキープすることで、災害時のために特別なものを用意せずに備えられます。

●備蓄の目安

1人1日3ℓの飲料水が必要です。また、トイレや歯磨きのための生活用水も必要なので、日頃からポリタンクに水道水を用意したり、いつもお風呂に水を張っておいたりして、災害に備えましょう。

備蓄品の目安

家族一人一人に必要なものを「1週間分」を目安に備蓄しましょう。



家族みんなが必要な物

飲料水（1人1日3ℓ）、ビニール袋、ごはん（アルファ米、レトルトなど）、救急箱、缶詰、カセットコンロ、菓子類、マッチ・ろうそく、調味料、トイレトーパー・ティッシュ、常備薬、簡易トイレなど



女性が必要な物

カップ付きインナー、普段の身支度で使用するもの（クレンジング、化粧水など）、生理用品など



子育て中の家庭に必要な物

母子健康手帳、粉・液体ミルク（母乳育児の人も念のため用意しておくとお安心です）、調乳用の水、紙おむつ、おしりふき、おんぶひも、おもちゃなど

妊産婦の災害への備え

●母子健康手帳

母子健康手帳は、医療者が健康状態を把握するために必要な妊娠・出産・産後の経過が記録されているので、避難の時には診察券と共に携帯しておきましょう。

●妊産婦の災害時の健康チェック

妊娠中は、できるだけおなかを温かくするよう心掛けましょう。長時間無理な姿勢でいると血栓ができやすくなります。水分補給とストレッチで予防しましょう。

ペットのための備え

●飼い主とペットの備蓄品の準備

緊急時の食べ物（長期保存できるもの）や飲み物、薬などを長期の被災に備えて、最低3日分は用意しておきましょう。

備蓄品の例 リード、首輪や胴輪、フード、水、食器、処方薬、ケージ、ペットシーツ、おもちゃ、トイレ砂など

●健康管理や獣医師との相談など

狂犬病の予防注射の接種状況、既往症、かかりつけの動物病院などの情報は災害時においても役に立ちます。災害発生時には感染症にかかる危険性も高まるので、ワクチンの接種やダニ、ノミ、寄生虫などの駆除も普段から行いましょう。



問合せ●危機管理防災課 (TEL049・262・9017)

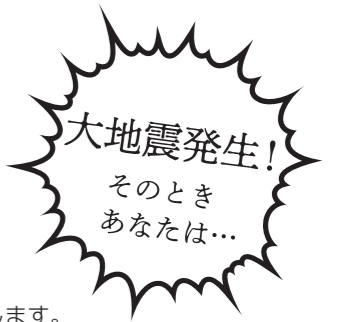
防災訓練

第11回ふじみ野市総合防災訓練

11月13日(日) 午前8時30分～正午

本年度は感染症対策を講じた上で、参加人数に制限を設けず、自治組織と連携した訓練を実施します。地域によっては活動を自粛している場合がありますので、お住まいの自治組織にお問い合わせください。

- ※防災行政無線で、午前8時20分に事前告知、8時30分に訓練開始のサイレンでお知らせします。
- ※小雨決行。中止の場合は午前7時30分に防災行政無線や市ホームページなどでお知らせします。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練中止や、内容を縮小して実施する場合があります。



訓練の概要

「午前8時30分に東京湾北部を震源とする震度5強（一部震度6弱）の地震が発生し、市内全域にわたり家屋の全半壊、橋梁・ライフラインの損壊など、大きな被害が発生したこと」を想定し、避難訓練・避難所運営訓練などを実施します。近年、全国各地で大規模な災害が相次ぐ中、防災訓練などを通じて「自らの命は自ら守る」行動を繰り返し実践することで、緊急時でも条件反射的に行動に移せるよう、訓練を実施するものです。

この訓練は、市役所本庁舎に災害対策本部を、大井総合支所には災害対策室をそれぞれ設置し、市内全20カ所の地域防災拠点（指定避難所）を開設するとともに、各自治組織による地区対策本部の設置や自主訓練の実施など、ふじみ野市地域防災計画に基づく初動体制を実践し体験するものです。

シェイクアウト訓練

訓練が始まったら、その場でシェイクアウト訓練（右図）を行ってください。自分の身を守るための簡単な訓練です。当日避難訓練に参加できない人も、ぜひ自宅などで実施してください。

この訓練はアメリカで始まったもので、基本行動は①指定された日時②地震から身を守る「安全行動1-2-3」を③各人がいる場所（職場、学校、自宅、外出先など）で1分程度一斉に行うことです。



災害が起きる前に

●災害時の行動を確認

- ・避難場所、避難経路を確認（避難所の場所は右記のとおり）
- ・家族の集合場所、連絡方法を確認
- ・家具の転倒、落下防止対策をする
- ・電気復旧時の通電火災を防ぐため、地震の揺れを検知すると自動で電気が止まる感震ブレーカーを設置
- ・非常時に必要な物を非常持ち出し袋に入れ、いつでも持ち出せるようにする

●自治組織への加入

過去に起きた災害の教訓から、災害時は「自助が7割、共助が2割、公助が1割」といわれています。まず自分の身を守り、その後、地域の協力により災害に立ち向かうことが必要不可欠、という教訓です。そのためにも、自治組織（町会・自治会・町内会）へ加入し、日頃から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。地域防災拠点（指定避難所）への避難訓練や避難所の運営は、地域の防災力を向上させるために、各自治組織などが中心となり行っています。

訓練時に開設する避難所

※市ホームページからも確認できます。



- 東地域 福岡小学校、駒西小学校、上野台小学校、西小学校、さぎの森小学校、福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校、上福岡西公民館、第2運動公園（旧福岡高校）
- 西地域 大井小学校、鶴ヶ丘小学校、東原小学校、西原小学校、亀久保小学校、三角小学校、東台小学校、大井中学校、大井西中学校、大井東中学校

問合せ●危機管理防災課 (TEL049・262・9017)

市職員の給与など 人事行政の運営状況

市民の皆さんに、市職員の任用、給与、勤務条件、服務などの人事行政の運営状況をお知らせします。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 人事課 (TEL049・262・9008)



職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間および週休日 (令和4年度)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土・日曜日

※保育所などでは、勤務形態が異なる場合があります。

●年次有給休暇 (令和3年度)

1人当たり平均使用日数=13.10日

●休暇など

年次有給休暇	年20日とし、繰越は20日まで
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、夏季、交通機関の事故、子の看護など特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる期間
病気休暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、90日以内の期間
育児休業	3歳に満たない子を養育するための期間
介護休暇	配偶者・父母・子・同居の祖父母・兄弟姉妹などで負傷・疾病・老齢により日常生活に支障のある者を介護する場合、2週間～6カ月の期間

職員の研修の状況

●職員研修の実施状況 (令和3年度)

研修の種類	修了者数	研修の種類	修了者数
階層別研修	321人	派遣研修	32人
特別研修	427人	広域共同研修	39人
		合計	819人

職員の福祉および利益の保護の状況

●職員の福利厚生状況 (共済組合)

短期給付	公務外の病気やけがの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付
長期給付	高齢・障害・遺族の各厚生年金などの年金給付
福祉事業	保健、宿泊、貯金、貸付などの事業

●公平委員会の業務の状況 (令和3年度)

勤務条件に係る措置の要求	なし
不利益処分に関する不服申し立て	なし

●育児休業および部分休業の取得状況 (令和3年度)

育児休業	30人
部分休業	33人

●職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月に最終評価を行い、昇給額・勤労手当・昇任に活用しています。

●職員の退職管理の状況

行政職8級(部長級)の職員が退職した場合は「ふじみ野市退職管理に関する規則」により、営利企業などに再就職する場合には市への届け出を義務付けています。令和3年度の届け出はありませんでした。

職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

●職員の分限と懲戒処分 (令和3年度)

区分	種類	該当者
分限処分	降任・免職	なし
	休職	8人
懲戒処分	戒告・減給・停職	なし
	免職	1人

※休職とは、心身の故障のため長期療養を要するものに対する処分です。休職となった場合、休職の期間が満1年に達するまでは、給料および手当の100分の80が支給され、休職が1年を経過したときは無給となります。また休職期間中は埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、市から支給される給与との差額が1年6カ月間支給されます。

職員のサービスの状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に次のような義務を課しています。

- ・法令および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為などの禁止
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業などの従事制限

職員の任免および職員数に関する状況

●新規採用と再任用および退職 (令和3年度)

区分	新規採用	再任用	定年退職	勸奨退職	自己都合等退職
一般行政職	34人	38人	13人	2人	6人
技能労務職	0人	2人	2人	0人	0人

●職員数 (各年4月1日現在)

部門	職員数			令和2年増減数	令和3年増減数	令和4年増減数
	令和2年	令和3年	令和4年			
一般行政部門・教育・公営企業の合計	634人	643人	654人	13人	9人	11人

※再任用職員(短時間)は含みません。

●級別職員数および技能労務職員数 (令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	技能労務職	合計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	係長 副主査	副課長	課長	副参事	部長	-	土木技能員、 自動車運転員、 調理員など	-
職員数	51人	82人	247人	113人	53人	31人	17人	11人	605人	49人	654人
構成比	8.43%	13.55%	40.83%	18.68%	8.76%	5.12%	2.81%	1.82%	100%	-	-

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



職員の給与の状況

●職員給与費

(令和3年度一般会計決算)

職員数(A)	540人
給料	2,126,924千円
職員手当	580,160千円
期末・勤労手当	879,462千円
計(B)	3,586,546千円
職員1人当たり給与費(B/A)	6,642千円

※職員手当に、退職手当は含みません。
※職員数は、全職員数から水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業に関わる職員を除いた数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢 (令和4年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,604円	43.5歳
技能労務職	342,898円	53.0歳

●職員の初任給

(令和4年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 188,700円
	高校卒 160,100円

●特別職の報酬など

(令和4年4月1日現在)

区分	給料(月額)	期末手当
市長	879,000円	6月期 2.15月
副市長	745,000円	12月期 2.15月
教育長	689,000円	計 4.30月
区分	報酬(月額)	期末手当
議長	464,000円	6月期 2.15月
副議長	410,000円	12月期 2.15月
議員	382,000円	計 4.30月

●職員手当 (令和4年4月1日現在)

区分	支給内容(月額)												
扶養手当	配偶者、その他 6,500円(3,500円) ※()は行政職8級。 子 10,000円 ※年齢による加算措置有り。												
地域手当	12%												
住居手当	借家・借間 28,000円												
期末手当 勤労手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤労手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.2月分</td> <td>0.95月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.2月分</td> <td>0.95月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.4月分</td> <td>1.90月分</td> </tr> </tbody> </table> ※職制上の段階などによる加算措置有り。		期末手当	勤労手当	6月期	1.2月分	0.95月分	12月期	1.2月分	0.95月分	計	2.4月分	1.90月分
	期末手当	勤労手当											
6月期	1.2月分	0.95月分											
12月期	1.2月分	0.95月分											
計	2.4月分	1.90月分											
通勤手当	・交通機関利用者は運賃相当額(月55,000円限度) ・交通用具使用者は通勤距離に応じた額												
その他手当	退職手当・特殊勤務手当												